

弁護士 土肥 俊樹 (どい・としき)

<出身大学> 東京大学法学部 東京大学法科大学院 (司法試験合格により退学)

<経歴> 2019年12月 最高裁判所司法研修所修了 (72期) 第一東京弁護士会登録 アンダーソン・毛利・友常法 律事務所入所 2021年7月 弁護士法人中央総合法律事 務所入所

<取扱業務> 民亊法務、商事法務、 会社法務

金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」の概要

弁護士 土肥俊樹

金融庁は、2022年12月27日、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」(以下「本報告」といいます。)を公表しました¹。

金融審議会では、2021年6月にディスクロージャーワーキング・グループを設置して以降、①サステナビリティに関する企業の取組みの開示、②コーポレートガバナンスに関する開示、③四半期開示をはじめとする情報開示の頻度・タイミング、④その他の開示に係る個別課題(「重要な契約」の開示など)について、2021年9月から審議・検討を行い、2022年6月13日、その結果をとりまとめた金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告ー中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けて一」(以下「前回報告」といいます。)を公表しました²。

四半期開示との関係では、前回報告において、金融商品取引法の四半期開示義務(第1·第3四半期)を廃止し取引所規則に基づく四半期決算短信に「一本化」することが適切であるとの提言がなされましたが、その具体化に向けていくつかの検討事項も提示されました。本報告では、これらの検討事項に関する継続的な審議・検討の結果がとりまとめられています。

本稿では、本報告のうち、特に四半期開示の「一本化」について解説します。

1 四半期開示の概要

金融商品取引法上、投資家に対して企業業績等に係る情報をより適時に開示することなどを目的に、上場会社等は、四半期ごとに、提出会社の状況や経理の状況等を開示するための継続開示書類として、四半期報告書を提出することが求められています(同法24条の4の7)。

また、東京証券取引所においても、取引所規則に基づき、上場会社に対して四半期開示を求めており(有価証券上場規程404条)、これを受けて、上場会社はサマリー情報と添付資料で構成される四半期決算短信を開示しています。

2 前回報告の概要

前回報告においては、四半期報告書の方が 開示のタイミングが遅いことや四半期決算短信 について投資家への積極的情報開示が行わ れていること等を踏まえて、四半期開示の見直 しの方向性として、金融商品取引法の四半期開 示義務(第1・第3四半期)を廃止し、取引所規則 に基づく四半期決算短信に「一本化」すること が適切であるとの提言がなされました。一方で、 四半期決算短信の義務付けの有無など、いく つかの課題については引き続き議論を深めてい くこととされました。

3 本報告の概要

本報告では、前回報告において課題とされた 事項に係る検討結果が取りまとめられています。 以下では、特に①四半期決算短信の義務付け の有無、②四半期決算短信の開示内容、③四 半期決算短信の虚偽記載に対するエンフォー スメントに関する報告の概要を紹介します。

(1)四半期決算短信の義務付けの有無

前回報告においては、開示負担軽減等の 観点や、外国では条件付で四半期開示義務 を課す証券取引所があること等を踏まえて、 四半期決算短信の義務付けの有無(任意化) が課題事項とされていました。また、各企業が より積極的に適時開示を行うことができる環 境を確立できれば、必ずしも一律に四半期開 示を求めなくとも、投資家に充実した情報が 提供されることになるとの指摘もなされていま した。

しかし、本報告では、①適時開示が期待通 りに行われていない状況や、②任意化により 企業の情報発信が全体として低下し、グロー バルな投資への影響が危惧されること、③四 半期開示を任意化した欧州企業のように株 主総会前に十分な期間を空けて有価証券報 告書を開示するような姿勢が我が国におい て整っているとはいえないことなどの意見を 踏まえて、当面は四半期決算短信を一律に 義務付けることが考えられるとされました。そ の上で、将来的な任意化については、今後、 適時開示の充実の達成状況や企業の開示 姿勢の変化のほか、適時開示と定期開示の 性質上の相違に関する意見等を踏まえた上 で、四半期決算短信の任意化について幅広 い観点から継続的に検討していくことが考え

金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」の概要 -四半期開示の「一本化」-

られるとされました。

なお、①との関係では、前回報告において、我が国では取 引所が開示すべき事項や重要性基準を定める細則主義を 取っていることから、投資判断に重要と見込まれる情報でも「 細則」に該当しない場合や、経営環境が不透明で、「細則」 への該当性が不明確な場合に、各企業が開示に消極的に なるとの指摘があるとされていました。

(2)四半期決算短信の開示内容

前回報告においては、四半期決算短信の開示内容について、従来、速報性の観点から簡素化されてきた経緯がある中、「一本化」に当たりその内容をどう見直すかが課題事項とされていました。

本報告においては、速報性の確保や企業負担への配慮等から開示内容の拡充は不要とする意見も報告されていますが、①四半期決算短信の簡素化は短信の開示後に四半期報告書が開示されるという実務が前提にあったという経緯や、②四半期報告書の注記情報等が投資判断に利用されている実務も踏まえて、「一本化」にあたっては、原則として速報性を確保しつつも、投資家の要望が特に強い事項(セグメント情報、キャッシュ・フローの情報等)については四半期決算短信の開示内容を追加する方向で、取引所において具体的に検討を進めることが考えられるとされました。

(3)四半期決算短信の虚偽記載に対するエンフォースメント

前回報告においては、四半期決算短信の虚偽記載に対するエンフォースメントの手段をどう確保するかが課題事項とされていました。

本報告においては、四半期決算短信が取引所における 開示書類であることを踏まえて、まずは取引所においてエンフォースメントを適切に実施することが考えられるとされました。。その上で、情報の信頼性・正確性を確保する観点から、四半期決算短信の虚偽記載についても法令上のエンフォースメントの対象とすべきとの意見があった旨報告されていますが、第1・第3四半期報告書廃止後の半期報告書及び有価証券報告書において法令上のエンフォースメントが維持されることや、四半期報告書のみを対象とした課徴金の不明例の件数が極めて少ないことも踏まえて、法令上のエンフォースメントは不要とすることが考えられるとされました。

1 金融庁ウェブページ

(https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20221227.html)

(https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20220613.html) 3 取引所規則に基づくエンフォースメントとしては、改善報告書・改善状況報告書の提出を求められるほか(有価証券上場規程504条1項1号、505条1項)、違反した旨の公表(同508条1項1号)、上場契約違約金の支払(同509条)等があります。

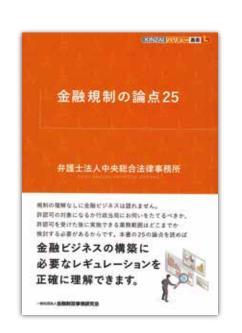
「金融規制の論点25」

弁護士法人 中央総合法律事務所 編

金融ビジネスを金融レギュレーション・行政リスクを抜きに語ることはできません。新たなビジネスを開始するには、許認可の要否を検討し(業規制)、実施可能な業務の範囲を検証する必要があります(業務範囲規制)。また、ビジネスの各段階で様々な金融レギュレーションが設けられており(行為規制・体制整備規制)、違反すると金融ビジネスからの退場を余儀なくされることもあります。このように、金融ビジネスの構築は、金融レギュレーションの正確な把握なくしては、不可能です。

本書では、金融庁での勤務経験や金融機関でのインハウスローヤーを含め、金融レギュレーション分野での豊富・多様な実務経験を有する当事務所の弁護士が、金融レギュレーションが問題となる局面のうち、特に重要なトピックについて、規制の現状や歴史を整理しその本質に迫るとともに、将来のあるべき姿を考察しています。

金融ビジネスに関与される多くの方に本書を手に取っていただき、本書が疑問・問題の糸口となることができれば本望です。



² 金融庁ウェブページ